

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前			
別表第1(第2条、第4条関係)			別表第1(第2条、第4条関係)			
区分		報酬又は給料の額	区分		報酬又は給料の額	
知事		月額 <u>1,200,000円</u>	知事		月額 <u>1,207,000円</u>	
副知事		月額 <u>895,000円</u>	副知事		月額 <u>900,000円</u>	
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>	
	委員(教育長 である者を除 く。)	月額 <u>155,000円</u>		委員(教育長 である者を除 く。)	月額 <u>156,000円</u>	
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,800円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>26,000円</u>	
	委員	日額 <u>21,900円</u>		委員	日額 <u>22,000円</u>	
監査委員	常勤の監査委 員	月額545,000円を超え ない範囲内において 知事が定める額	監査委員	常勤の監査委 員	月額548,000円を超え ない範囲内において 知事が定める額	
	非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員		非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員	月額 <u>88,000円</u>
		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員		月額 <u>227,000円</u>		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員
人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>	
	委員	月額 <u>155,000円</u>		委員	月額 <u>156,000円</u>	
労働委員会	会長	月額 <u>190,000円</u>	労働委員会	会長	月額 <u>191,000円</u>	

の委員	公益委員	月額 <u>155,000円</u>	の委員	公益委員	月額 <u>156,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>134,000円</u>		使用者委員及び労働者委員	月額 <u>135,000円</u>
収用委員会の委員	会長	日額 <u>25,800円</u>	収用委員会の委員	会長	日額 <u>26,000円</u>
	委員	日額 <u>21,900円</u>		委員	日額 <u>22,000円</u>
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額 <u>16,900円</u>	海区漁業調整委員会の委員	会長	日額 <u>17,000円</u>
	委員	日額 <u>14,900円</u>		委員	日額 <u>15,000円</u>
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額 <u>16,900円</u>	内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額 <u>17,000円</u>
	委員	日額 <u>14,900円</u>		委員	日額 <u>15,000円</u>
公安委員会の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	公安委員会の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員	月額 <u>155,000円</u>		委員	月額 <u>156,000円</u>
専門委員		日額 <u>14,900円以内</u>	専門委員		日額 <u>15,000円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,100円以内</u>	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,200円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,900円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>15,000円</u>
略			略		

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万5,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3及び4 略	（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万9,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3及び4 略

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。